

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 17 条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和 8 年 8 月 5 日

徳島地方法務局阿南支局

登記官 富 崎 直 美

記

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項	
4801-2026-0001	阿南市領家町本荘ケ内	120番2
4801-2026-0002	阿南市領家町本荘ケ内	124番1